

仕 様 書

第 1 概要

1 品名及び数量

特別支援学校学習用タブレット端末等 一式

(1) iPadOSタブレット端末関係

ア iPadOSタブレット端末 (Wi-Fi) 122台

イ スタンド付カバー 122台

ウ キーボード 122台

※ モバイル管理ソフトウェアは必要数分を別途福島県教育員会で調達
下記の仕様を満たしていること。

(1) iPadOSタブレット端末関係

ア iPadOSタブレット端末 (Wi-Fi) 122台

種別	仕様
筐体	タッチパネル対応液晶搭載タブレット端末
OS	納入時の最新OSであること
CPU	Apple A12 プロセッサと同等以上の性能であること
表示装置	10.2 インチ以上であること
解像度	2,160×1,620 ドット以上
画素密度	264ppi 以上
内蔵型記憶装置	32GB 以上
前面カメラ	1.2 メガピクセル以上で 720pHD ビデオに対応していること
背面カメラ	8メガピクセル以上で 1080pHD ビデオに対応していること
無線 LAN デバイス	IEEE802.11a/b/g/n/acまたはax 準拠
サイズ	251mm×180mm×8mm 以下
質量	500g 以下
電源	内蔵バッテリー (標準稼動時間 10 時間以上) 及び AC アダプタ電源

イ スタンド付カバー 122台

種別	仕様
対応機種	上記ア iPadOSタブレット端末 (Wi-Fi) に対応していること
本体	25.5～26cm×18.5～19.4cm×1.3～1.7cm、440g以下であること
スタンド	ケースにスタンドが付属されていること

ウ キーボード 122台

種別	仕様
対応機種	上記ア iPadOSタブレット端末 (Wi-Fi) に対応していること
電源供給	Lightningコネクタによる電源供給に対応していること
配列	英語配列または日本語配列であること
認証	MFi認証を取得していること

2 納入場所

会津支援学校	住所：会津若松市一箕町大字鶴賀字下柳原102番地	(115台)
聴覚支援会津校	住所：会津若松市一箕町大字鶴賀字下柳原102番地	(3台)
会津支援竹田校	住所：会津若松市山鹿町3番2号	(4台)

3 納入期限

令和3年8月6日（金）

第2 納入物品の設定作業

1 iPadOSタブレット端末（Wi-Fi）

- (1) 納入する全てのタブレット端末を識別するために、県が別途指定する端末名等の情報を表示したシールを作成し、別途指定する場所に貼付すること
- (2) 納入する端末は、各学校へ設置済の充電保管庫へ設置すること。また設置に伴うACアダプタの設置も行うこと。
- (3) 以下のとおり端末の設定作業を実施すること
 - ア 学習用タブレット（iPad）環境設定
 - (ア) 各設定についてはすでに福島県内特別支援学校で導入済みのiPadがあるため県で統一の設定とする。各設定の内容の詳細については、受注者が県の要望をヒアリングし、設定値について推奨とする値（設定及び登録の可否を含む）を提案し、協議の上決定すること。
 - (イ) 設定に必要な情報（Wifiの接続情報、Apple School ManagerのIDなど）は県教育委員会と調整のうえ取得すること。
 - イ モバイルデバイス管理ソフトウェアのセットアップ
 - (ア) iPadOSの管理は管理の一元化を図るため既存のモバイル管理ソフトウェアを別途端末数分調達する。
 - (イ) モバイル管理ソフトウェアの登録に必要なDEP登録やシリアル情報の提供は受託者にて実施すること。
 - (ウ) 既存のモバイル管理ソフトウェアの登録や必要に応じて追加設定を行うこと。既存の設定と同様の内容にするためモバイル管理ソフトウェア構築業者と連携をとることとし、その費用を本調達に含むものとする。なお、セキュリティに係るためモバイル管理ソフトウェアの情報については落札業者に対してのみの開示とする。

第3 納入物品の保証及び故障の対応

1 保証期間

本物品の納品の日から1年とする。ただし、メーカー等が定めた保証期間が1年を超える場合はそれを適用する。

2 保証の対象

- (1) 取扱説明書等に基づく正常な使用状態のもとで発生した障害
- (2) 機器本体、付属機器に明らかな瑕疵が認められる場合

3 障害発生時の対応

- (3) 受注者は保証期間内外を問わず、以下の対応体制をとること。
- (4) 障害発生時の連絡、対応をする部署を設置し、連絡先を指定すること。

第4 その他

- 1 本物品は新品とし、機種を統一すること。
- 2 本物品の納品にあたっては、関係法令を遵守すること。また、購入物の納品、使用に従い関係官庁に申請、報告、届出等が必要になる場合、受注者は手続きを行い、結果を発注者へ報告すること。
- 3 本物品の使用者に対し、機能、取扱い、操作、整備方法等について、必要な説明を行うこと。ただし、説明の実施場所、時期及び内容は別に協議のうえ定めるものとする。なお、説明に必要な諸経費はすべて受注者の負担とする。
- 4 本仕様書に関して疑義が生じた場合は別途協議を行うものとする。